

# ◎補助対象経費について

補 助 対 象 事 業	老人クラブ活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園等の草刈り・清掃、公共施設等の補修</li> <li>花壇の管理、廃品回収等リサイクル活動 等</li> </ul>
	老人教養講座開設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種講座・講習・講演会（人権学習・健康講座等）</li> <li>各種趣味文化活動（カラオケ、踊り等）</li> <li>社会見学、研修会、老人クラブ福祉大会 等</li> </ul>
	健康増進事業（一般分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンドゴルフ等ニュースポーツ</li> <li>健康体操・ラジオ体操・ウォーキング</li> <li>地区運動会参加・協力 等</li> </ul>
補 助 対 象 事 業	老人クラブ活動強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 子どもとの体験交流</li> <li>伝承活動（伝統芸能、伝統工芸、郷土料理）</li> <li>子どもとの趣味・スポーツ・レクリエーション活動</li> <li>昔あそび（竹とんぼ・コマ・お手玉等）</li> <li>地域活動（登下校の見守り、清掃活動、緑化活動等）</li> <li>保育所・学校等の行事への参加（運動会等）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 子育ての相談・支援</li> <li>子育て中の親からの相談対応</li> <li>高齢者向けの子育て講座への参加</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 在宅のひとり暮らし高齢者等の見守り</li> <li>独居老人・障害者等への声かけ、安否確認</li> <li>独居老人・障害者等への家事・生活援助</li> <li>独居老人・障害者等の悩み相談</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 施設入所高齢者・障害者等への友愛訪問</li> <li>声かけ</li> <li>施設行事への参加（七夕祭り・バザー等）</li> <li>ボランティア（年賀状あて名書き・発送等）</li> </ul>

科目	支出内容（○：対象となるもの ×：認められないもの）
① 謝金	○ 講演会等の講師謝礼、住職の講話に対する謝礼等
	× 単位老人クラブ会員に対する手当等（役員手当、作業手当等）
② 旅費	○ 会長・女性部長研修会負担金、研修（旅行）における交通費
	× 泊付きの会員研修（旅行）における宿泊料
③ 需用費	○ クラブ活動における飲食代（ジュース・昼食等）、消耗品費（花苗・ゴミ袋・用紙等） 燃料費（車のガソリン代・ストーブの灯油代等）、光熱水費（電気・ガス・水道代等） 修繕料（備品の修理・部品取替え等）、印刷製本費（資料のコピー代・写真現像代等） 町老人クラブ連合会主催事業の参加費（福祉大会参加費等）
	× 多額の食事代（会席料理等）やアルコール代（酒・ビール等）
④ 役務費	○ 通信運搬費（切手代・はがき代・電話料金等）、手数料（振込手数料・クリーニング代等）
	× 会員等の弔電代
⑤ 備品購入費	○ クラブ活動用の機械・器具・図書等（草刈り機・イス・スポーツ用具等）
	× 補助対象となるクラブ活動で使用しない備品の購入費
⑥ 使用料及び賃借料	○ クラブ活動における会場使用料（グラウンド・体育館使用料等）、駐車場代 バス等自動車借上料、駐車場代、器具借上料（スポーツ用具・電動掃除機等） 入場料（研修時等の施設入場料）、カラオケ代
	× 宴会等の補助対象外事業におけるカラオケ代等

※左記の補助対象事業において支出する上記の経費が補助対象経費となります。

## (参考)

補助対象外事業	<p>親睦会（宴会）、忘年会・新年会、親睦旅行（会員旅行）          総会・役員会等、会員慶弔費          町老人クラブ連合会負担金</p> <p>※これらの補助対象外事業における支出は補助対象経費とはなりません。</p>
---------	---